



全ての一般照明用 蛍光ランプ(蛍光灯)について 製造・輸出入の禁止が決定しました。

- ✓ 「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」で、全ての**一般照明用蛍光ランプ(蛍光灯)**について、**製造と輸出入の禁止が2027年末まで**と決定しました。
- ✓ 禁止となるのは製造と輸出入です。流通在庫の販売や購入、使用することは禁止されません。
- ✓ **一般照明用高圧水銀ランプ**については既に**(2020年末まで)**、製造と輸出入が禁止になっています。



水銀に関する水俣条約とは

水銀に関する水俣条約とは、水銀の一次採掘から貿易、水銀添加製品や製造工程での水銀利用、大気への排出や水・土壌への放出、水銀廃棄物に至るまで、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を定める条約です。

経緯

国連環境計画(UNEP)では、第25回管理理事会(2009年)において、国際的な水銀の管理に関して法的拘束力のある文書(条約)を制定するための政府間交渉を開始すること、そのための政府間交渉委員会(INC)を設置して2013年までのとりまとめを目指すことに合意しました。政府間交渉は2010年に開始され、2013年1月に「政府間交渉委員会第5回会合」(INC5)において条約の条文案が合意されました。2013年10月には、熊本県で外交会議が開催され、「水銀に関する水俣条約」として条約の採択及び署名が行われました。

【記載条件】

水銀に関する
水俣条約5回締約国会議(COP5)の追加箇所

- ・蛍光ランプの水銀含有量基準はいずれも1本または1個当たり。
- ・「一般的な照明用」とは「照度を確保するものであって、高演色用および低温用その他特殊用途にのみ用いられるもの以外のもの」をいう。

ランプの種類	外観(例)	最初の条約規制禁止期限	追加条約禁止期限	
高圧水銀蒸気ランプ (HPMV)		一般照明用 基準なし (水銀を使用しないこと) 2020年禁止		
電球形蛍光ランプ (CLFLi)		一般照明用 30W以下 Hg(水銀)5mg超 2020年禁止	一般照明用 30W以下 水銀含有5mg以下 2025年禁止	一般照明用 30W超 水銀含有全て 2026年禁止
コンパクト形 蛍光ランプ (CLFLni)			一般照明用 30W以下 水銀含有5mg以下 2026年禁止	
直管形 蛍光ランプ (LFL)		一般照明用 〈三波長形蛍光体〉 60W未満、Hg 5mg超 〈ハロリン酸塩蛍光体〉 40W未満、Hg 10mg超 2020年禁止	一般照明用 〈三波長形蛍光体〉 60W未満、Hg 5mg以下 60W未満、Hg 5mg以下 60W未満、Hg 5mg超 2027年禁止	一般照明用 〈三波長形蛍光体〉 40W以下、Hg 10mg以下 40W超、水銀含有全て 2026年禁止
非直管形 蛍光ランプ (NFLs)			一般照明用 〈三波長形蛍光体〉 全てのW 2027年禁止	一般照明用 〈ハロリン酸塩蛍光体〉 全てのW 2026年禁止

